

## 1. 目的

清瀬市内において、たすけあいに繋がる地域活動が広がることを目指し、歳末たすけあい募金を原資として、活動実践を行おうとしている活動主体に対して助成を行う。

## 2. 助成対象活動（事業）

- (1) ボランティア活動
- (2) サロン活動
- (3) 自治会等の小地域で行う見守り・交流会、その他たすけあい活動
- (4) 当事者活動（障害当事者、疾病に関する患者の会等）
- (5) 地域福祉推進活動

## 3. 助成活動（事業）の条件

- (1) 令和6年度中に行われる事業または、活動の立ち上げが見込める事業であること。
- (2) 主に清瀬市内で清瀬市民を対象とした活動（事業）であること。
- (3) 申請事業に関して行政機関より補助金の交付を受けていないこと。また、補助金交付を受けた場合は本助成金を返還すること。
- (4) 事業運営費は、他の財源（民間助成金、自主財源等）活用が見込まれること。
- (5) 特定の政治団体、宗教団体、営利団体から独立していること。
- (6) 社会福祉協議会事業への理解・協力が得られる取り組みであること。
- (7) 1年度での申請は1事業であり、申請は1回限りであること。（ただし、複数事業で助成を得ようとするとき、これらの合算助成申請額が1事業の助成上限額を超えない範囲内であり、必要性が高いと認められる場合は、この限りではない。）
- (8) 清瀬市内で行われる共同募金事業に協力すること。（別紙参照）

## 4. 主な助成経費

地域のささえあいに繋がる以下の経費に対して助成を行う。

- (1) 学習会、研修会、サロン等の交流会開催経費（講師謝金、会場使用料、印刷経費、通信運搬費、行事保険代など）
- (2) 見守りやたすけあい活動の運営経費  
（不動産取得 人件費 事務に使用する機器等は除く）
- (3) 調査研究経費（資料代、印刷経費、交通費など）
- (4) 活動に必要な器具の開発、購入経費

## 5. 助成の対象とならない費用

- (1) 事業の運営に関する費用（不動産取得 人件費 事務に使用する機器等）
- (2) 飲食物を提供するための食材費（但し子ども食堂（※1）運営にかかる費用は対象とする）
- (3) もっぱらスタッフの交流にとどまる費用
- (4) 地域の伝統行事・お祭りなどの本来地域内の会費・寄付により賄われる費用
- (5) 第三者に資金や物品を交付する費用
- (6) メンバーのボランティア保険加入費

(7) 主な事業を外部に委託する場合の費用

6. 助成金額 総額30万円(1活動主体10万円以内)

7. 受付期間 令和6年7月1日(月)~8月30日(金)

### 8. 応募書類 (1)~(3)は必須

- (1) 助成金交付申請書(窓口配布・ホームページよりダウンロード可)
- (2) 立ち上げ関与者名簿(参考様式は窓口配布・ホームページよりダウンロード可)
- (3) 意見書(社会福祉協議会職員等作成のもの)※事前ヒアリングを受けてください
- (4) その他、独自に作成している場合は、事業計画書、予算書、企画書(要項)、広報リーフレット

### 9. 審査

- (1) 東京都共同募金会清瀬地区配分すいせん委員会で審査の上決定する。
- (2) 審査にあたっては、公益性、連携・協働、先駆性・開拓性、計画性・継続性、遂行能力などを考慮に入れる。
- (3) 前年度に助成した事業には原則として助成しない。必要備品は、必要最小限の範囲で対象と捉え、借用など代替手段を優先して考えるものとする。申請する場合にあっても可能な限り自己財源の活用を図っているかを考慮する。

※実際の備品購入は、できるだけ市内事業所の利用をお考えください。

10. 助成決定 令和6年9月下旬(資金交付は10月上旬)

### 11. 助成活動主体の責務

- (1) 助成を受けた活動主体は、所定の報告書により令和7年4月18日(金)までに実績報告を行う。
- (2) 残余额が生じた場合及び助成条件に合わない形で使用された場合は返還する。
- (3) 助成事業について広く市民の参加を求めるとともに、その活動内容や成果を積極的に広報(報告)する。

※事業等の実施時には必ず「歳末たすけあい募金の配分を受けて実施している」ことをご明示ください。

【問合せ・申込み】清瀬市社会福祉協議会 042-495-5333

〒204-0011 清瀬市下清戸 1-212-4 コミュニティプラザ2階

shakyoki116@siren.ocn.ne.jp

※来所でのご相談にあたっては、予めご連絡をお願いいたします。

## 別紙

※1 次の条件を満たしているものを「子ども食堂」とします。

- 子どもには無料又は低額で食事を提供していること
- 提供される食事は手づくりのものであること（安全面、衛生面に十分配慮を行うこと）
- 参加者に子どもが5名以上含まれていること、市民がそのうち3分の2以上含まれること
- 開催場所が原則的に固定されていること
- 定期に開催されていること
- 最低1年以上は継続して活動できる見込みがあること
- 食事の提供だけでなく、居場所や学習支援、レクリエーション等のプログラムが考えられていること